

意匠制度に関するお知らせ

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠制度企画室

1. 動画教材「令和元年意匠法改正の概要」改訂

誰でも無料で知的財産が学べる、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)のe-ラーニングサイト「IP ePlat」のコンテンツである「令和元年意匠法改正の概要」の内容が改訂されました。

令和元年改正意匠法は、令和元年5月17日に公布されました。今回、令和2年4月1日に施行された保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更などの改正項目に加え、令和3年4月1日に施行された複数意匠一括出願手続、手続救済規定の拡充などの改正項目についての解説を充実させる改訂を行いました。

動画教材「令和元年意匠法改正の概要_2021」は右記のページをご覧ください。



(参考)

2. その意匠、もう公開していませんか？

近年、出願前にインターネット等で自己の意匠を公開し、必要な手続に漏れがあったことで特許庁の審査において拒絶となる出願が増加しています。このため、特許庁HPにおいて、出願前に意匠を公開した場合に注意する点についてまとめました。

意匠法では、新規な意匠が意匠登録の対象となっていることから、意匠登録出願前に自ら公開して新規性を失った意匠についても、原則として意匠登録を受けることができません。

この例外として、特定の条件の下で意匠を公開した後に出願した場合には、先の公開によってその意匠の新規性が喪失しないものとして取り扱う、新規性喪失の例外規定が設けられています。

出願前の1年以内に意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された意匠については、出願と同時に願書に所定の記載をする等し、その後一定期間内に証明書を提出することで新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

ただし、複数回公開した場合は、原則として全ての公開事実について例外規定の適用を受ける必要があり、記載漏れや証明書の提出漏れがあった場合も原則として補充が認められません。

意匠の出願は公開前に行うことが原則ですが、出願の際には、今一度、出願する意匠が自己の行為に起因して公開されていないか、公開した意匠がある場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続に漏れがないか十分に注意してください。

注意点についてまとめた資料「あなたが出願しようとしているその意匠、もう公開していませんか？」は右記のページをご覧ください。

出願前にもう一度、公開されていないか確認しましょう

自社のウェブサイト、販売サイト、ブログ、SNS、動画チャンネルなどで**何でも公開していませんか？**

- ✓ 正式な新製品の発表だけでなく、ブログでの試作品の公開や社長個人のSNSの投稿により、新規性を喪失している場合があります。複数回意匠を公開した場合には、原則としてすべての公開事実に対し例外適用を受ける必要があります。

SNS (Twitter™、Instagram™、Facebook™、TikTok™、みんカラ™ etc.) で公開した場合、それぞれのプラットフォームでの公開事実について、例外適用を受ける必要があります。

- ✓ Twitterでの公開は例外適用を受けたのに、Instagramは忘れていた、そんな事例が多く見られます。

審査官はインターネットの調査も行っています。

審査で例外適用の手続をしていない公開意匠を発見した場合、拒絶理由を通知します。

- ✓ 新規性喪失の例外規定はあくまで「例外」です。出願時に手続をしていない出願は、拒絶・無効理由を含むこととなります。

公開画面 (一部)

(参考) <https://www.jpo.go.jp/system/basic/design/index.html#pre04>

